



平成 26 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 小 日 向 久 治
(コード番号:6728 東証一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 広 報 ・ I R 室 長 白 見 隆 行
(TEL. 0467-89-2033 大代表)

首都高速道路パーキングエリアにおける急速充電器の増設と 非会員料金の課金開始について

当社は、電気自動車(以下、EV)の普及拡大を目的に会員制急速充電サービスを行う取り組みに参画し「合同会社充電網整備推進機構(以下、充電網整備推進機構)」に出資しております。

充電網整備推進機構は、平成 24 年 9 月から EV への急速充電器ネットワークサービス事業の全国展開を開始し、平成 25 年 4 月 1 日より、都市高速道路における EV 用急速充電ビジネスの事業性を確認するための実証調査を、首都高速道路内 4 箇所のパークエリアにて行っております。

このたび、平成 26 年 4 月 1 日から新たに 4 箇所のパークエリア(用賀、代々木、志村、川口)に EV 用急速充電器を増設し、非会員料金の課金を開始することになりましたのでお知らせいたします。

詳しい内容につきましては、添付のリリース文をご覧ください。

【お問合せ先】

株式会社アルバック 経営企画室 広報・IR 室 電話:0467-89-2024

以 上

首都高速道路パーキングエリアにおける急速充電器の増設と非会員料金の課金開始について

合同会社充電網整備推進機構(本社:東京都千代田区、代表社員職務執行者:大塚 和則、以下「当社」)は、首都高速道路株式会社、三菱自動車工業株式会社と共同で実施している「都市高速道路における電気自動車用急速充電サービスモデルの実証調査」において、首都高速道路内4箇所のパーキングエリア(平和島(上り)、八潮、市川、大黒)に加え、平成26年度から新たに4箇所のパーキングエリア(用賀、代々木、志村、川口)に電気自動車用急速充電器を追加します。

この実証調査では、当社が発行する「チャデモチャージカード」(有料)を用いて急速充電器をご利用いただけるほか、平成26年度より「チャデモチャージカード」をお持ちでない方は、1分あたり40円(税込)*で急速充電器をご利用いただけるようになります。これにより、現在課題となっている急速充電器の運用費用の回収スキーム実現性を検証し、急速充電インフラの普及促進につなげたいと考えております。(※平成26年3月31日までは無料)

現在、東名高速道路・中央自動車道等に設置されている急速充電器を「チャデモチャージカード」でご利用いただいておりますが、今回、各都市間高速道路等と接続している首都高速道路の各パーキングエリアに「チャデモチャージカード」でご利用いただける急速充電器が増設されることで、電気自動車での遠距離ドライブの利便性や安心感がさらに向上します。

当社では、今後もさまざまな事業者の方々と連携し、一体となって電気自動車用充電インフラの普及に向けた諸施策を推進することで、持続可能な低炭素社会の実現に寄与して参ります。

■平成26年4月1日以降の運用

	増設分		既設分		
設置場所	3号渋谷線(上り)	用賀PA	1号羽田線(上り)	平和島PA	
	4号新宿線(上り)	代々木PA	6号三郷線(上り)	八潮PA	
	5号池袋線(上り)	志村PA	湾岸線(西行き)	市川PA	
	川口線(上り)	川口PA	湾岸線(西行き・東行き)	大黒PA	
利用可能時間	24時間		24時間		
利用方法・料金	【チャデモチャージカードをお持ちの方】				
	・「チャデモチャージカード」による認証でのご利用(従来通り) ・料金等の詳細(従来どおり)は別紙をご参照ください				
		【チャデモチャージカードをお持ちでない方】			
		・携帯電話等による認証でのご利用(クレジットカード番号のご登録が必要)			
		・1分あたり40円(税込)			

※ ご利用方法の詳細については、首都高速道路株式会社のホームページをご参照ください。

<首都高速道路株式会社ホームページ> <http://www.shutoko.jp/>

<当社ホームページ> <http://www.chademocharge.com/>

<報道関係お問い合わせ先>

合同会社充電網整備推進機構

羽野、川島、富山

電話:03-6269-9290

以上

合同会社充電網整備推進機構の概要およびサービス内容について

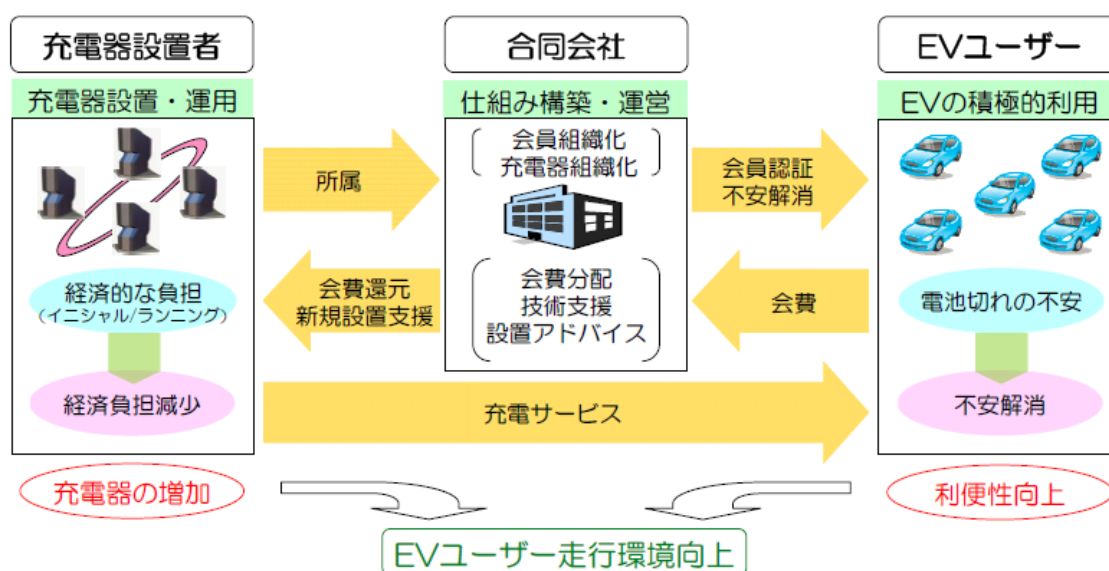
【会社概要】

「急速充電器」は、これまで各企業や諸団体が自社利用あるいは行政サービスの一環等の目的で、設置者自らの費用負担で設置されていますが、その設置費用や維持管理費用の回収に有効な手段がないことが課題となっています。「合同会社 充電網整備推進機構」は、その課題を解決し電気自動車(EV)の「急速充電器」の普及を推進することを目的に、電力会社、自動車メーカー、金融機関、サービスステーション事業者、商社等 9 社が、異業種間、同業種間の協調により会員制急速充電サービスを行う事業体として、平成 23 年 12 月に設立されました。

【会員制急速充電サービス(サービス名称:チャデモチャージ)】

電気自動車ユーザーは、会員となることで整備推進機構がネットワーク化した急速充電器を利用でき、電池切れの不安が低減されます。また、設置者は、整備推進機構が EV ユーザーから集めた会費を原資とした還元を受けることで、急速充電器設置ならびに維持に要する費用の負担が軽減します。

このような仕組みを確立することで、設置者の更なる設置意欲の向上を期待するとともに、急速充電器の整備が進むことで、EV ユーザーの利便性を更に高め、EV の普及拡大を推進することを目的としています。



【サービス利用料金(EV1台につき、税抜)】

種別	料金		登録手数料 (初回のみ)
	月額基本料金	充電1回あたりの 従量料金	
個人	1,000円	無料	1,500円
法人(タクシー以外)	3,000円		
タクシー			

※上記の料金は、お客さまへご通知の上、変更する可能性があります。

【「チャデモチャージカード」でご利用可能な充電器】

日本全国で 349 基(平成 26 年 2 月 28 日現在)

以上